

令和6年神奈川県議会第3回定例会(前半)本会議 一般質問(知事答弁)

田中 信次議員(自民党、横浜市泉区) 令和6年9月20日(金)

「身寄りがなく、判断能力が不十分な人の成年後見制度の利用について」

<質問(田中議員)>

質問の第4は、身寄りがなく、判断能力が不十分な人の成年後見制度の利用についてであります。

本県では、2025年には県民のおよそ4人に1人が高齢者となります。あわせて、核家族化や単身世帯化の進展により、身寄りがなく高齢者が増えていきます。中でも、自立して日常生活や健康を維持することが困難な高齢者への支援が重要です。

認知症などにより判断能力がない、又は十分でない高齢者の場合、医療・介護サービスを受ける際の契約や、医療費等を支払うための預貯金などの財産管理については、成年後見制度で支援を受けることができます。

しかし、成年後見人が選任されておらず、また、身の回りの世話をしてくれる親族等もない高齢者が、医療や介護サービスを受ける際、預貯金等の資産があつたとしても、医療費や施設サービス費の支払ができない事例があると聞きます。

2024年4月に神奈川県病院協会が神奈川県医療ソーシャルワーカー協会と共同で実施したアンケート調査では、2023年の1年間で、身寄りがなく判断能力がない、又は十分でない人の入院費の未払いがあつた病院は半数を超え、未払総額は全体で5千万円以上と想定されています。

こうしたことを受け、病院協会では医療費の補填のための基金の設置を要望しています。

支払ができないことで、急性期病院から回復期、慢性期病院への転院や、介護施設への入院、入所が困難になるなど、こうした状況は医療機関等の経営上の負担となっているだけでなく、社会全体としても、医療・介護の支援が十分に活用されていないと言えるため、行政としては、例えば、成年後見人が選任されるまでの間、金融機関によって、つなぎ融資するしくみなどを検討していくことも、必要性が生じてくるのではないかと考えております。

しかし、何より、不利益をこうむるのは転院等が困難となり、適切な医療や介護を受ける権利が阻害される高齢者本人ではないでしょうか。

少子高齢化が進展する中、今後、同様の事例が増加することは間違いなく、身寄りがなく、判断能力が十分でないなどが、安心して生活できるよう成年後見人が速やかに選任されるような環境を整えていくことが必要であると考えております。

そこで、知事に伺います。

身寄りがなく、判断能力が不十分な高齢者が、地域で安心して暮らすことができるよう成年後見制度の利用促進に、県として、どのように取り組んでいくのか見解を伺います。

<答弁(黒岩知事)>

次に、身寄りがなく、判断能力が不十分な人の成年後見制度の利用について、お尋ねがありました。

認知症の方など、判断能力が不十分な方等については、家庭裁判所により選任された成年後見人が、適切に財産管理や契約などの法律行為を行っていく必要があります。

成年後見人の選任は、親族などが家庭裁判所に申し立てることになっていますが、身寄りがないなど申し立てる方がいない場合には、市町村長が申し立てを行うことができます。

しかし、小規模自治体では、事例が少なく、ノウハウの蓄積が十分でないため、その対応に苦慮しており、市町村ごとの申し立て状況には差があるのが現状です。

また、実際の申し立ての際には、親族や財産の調査や、後見人候補者との調整などが必要のため、選任までに時間を要していることも課題です。

そこで、県では、市町村で速やかに後見人の選任申し立てが行えるよう、市町村の担当者会議や研修において、家庭裁判所職員や弁護士を講師として招き、職員の申し立てスキルを高めます。

また、市町村で設置を進めている成年後見の相談や後見人の調整などを行う機関に対し、アドバイザーを派遣して、速やかな申し立てが進むよう支援します。

こうした取組のほか、県では成年後見制度の活用を支援する「かながわ成年後見推進センター」を設置しており、市町村や医療機関等からの相談に丁寧に対応するなど、制度の積極的な活用を進め、成年後見人の選定が速やかに行われるよう取り組んでまいります。

<要望(田中信次議員)>

次に、身寄りがなく、判断能力が不十分な人の成年後見制度の利用についてです。

判断能力が不十分な方などにとっても、適切な医療・介護を受けていただくことは重要です。対象となる方には、速やかに成年後見人がつけられるよう、県としても成年後見制度の一層の利用促進に取り組んでいただきたいと思います。

一方で、医療機関や介護施設が未収金で困っている側面もあります。全国的な課題でありますから、一義的には国で検討すべきことであるかもしれませんが、適切な医療等を継続するため、例えば、県独自で、そうした医療機関等の未収金について補助する基金を創設し、成年後見人が選任されるまでの間は、基金で医療費等を立て替えるしくみなども検討していただくことを要望いたします。